

中小企業憲章（案）に係るパブリックコメントについて

1. 結果概要

- ・ 募集期間 : 平成 22 年 5 月 13 日（木）～5 月 22 日（土）
- ・ 告知方法 : 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載、
経済産業省、中小企業庁ホームページ
- ・ 意見提出方法 : 郵送、FAX、電子メール
- ・ 提出された御意見数 : 173 通

2. 御意見の概要

【全体】

意見

1	中小企業憲章の主語がわからない。
2	中小企業憲章は、国民が主体となって宣言するものでなければならない。憲章全般にわたって、「われわれが宣言する」というトーンでまとめるべき。
3	主体が政府であるという前提になっているが、従来の政策や基本法とは別に、憲章として打ち出す価値が減じることとなるおそれがある。
4	「支援する」など上から目線である。「中小企業が頑張れる条件あるいは環境をつくる」といった表現に改めるべきである。
5	主体者が中小企業者だけになっている。中小企業のみが社会の主役ではないはず。
6	平易な言葉を使い、簡潔な文章とし、広く国民に読まれるものにしてほしい。
7	政策の実施としてはキャッチフレーズではなく実ある言葉にしてほしい。
8	中小企業憲章に関する研究会の議事録の中でも、「中小企業者が苦境に立たされたときに読んだら元気になる」「ポケットに常時携帯したくなるようなもの」にすべきという意見があったが、憲章案には残念ながらそれが感じられない。
9	もう少し尊厳のある文書にしてほしい。

10	各省庁の施策を列挙しているようで重みを感じられない。内容が行政の一方的押し付けのように感じる。
11	この憲章案では、中小企業のやる気が湧かない。理念や思いを感じられない。ダイナミックなイメージが見えてくるようなわくわくする表現にしてほしい。
12	中小企業が弱々しくて国の助けが無くては存在しきれないような書き方はやめてほしい。EUの中小企業に比べ、まだ保護育成の客体との発想に止まっているように思える。
13	中小企業憲章の責任者は誰か。中小企業基本法では、「国の責務」としているが、中小企業憲章においては「政府が中核となり総力を挙げて」となっている。しかし、これらの表現は責任の所在が曖昧であると思うので、「総理大臣の責務」もしくは、「(担当)大臣」の責務として明記すべき。
14	「中小企業基本法」と「中小企業憲章」の関連を明確にすべき。
15	中小企業のとらえ方があまりに平板すぎる。中小企業基本法の規定にまで遡って根本的に見直す時期に来ている。
16	中小企業基本法改正も視野に入れてほしい。1999年の改正前に戻してほしい。
17	旧中小企業基本法において、「諸格差是正」の対象が「前近代的・低度な存在」としての中小企業であるために、「近代化・高度化・組織化」が必要と捉えているが、現基本法においては中小企業を「新たな産業の創出者」「雇用機会の担い手」「市場競争の促進者」「地域経済社会発展の担い手」と捉えている。中小企業憲章は、これら現基本法を踏襲するのか。
18	中小企業憲章の対象とする「中小企業」の範囲を明確にすべき。また、政策課題を明確化するためにも、対象企業の定義を戦略的に区分すべき。その際、小規模事業者も含めて言及する。業種としては、製造業、サービス業だけでなく、農林水産業、建設業なども含める。
19	ヨーロッパ小企業憲章は、ピンポイントで的を小企業に絞り、集中的に支援していくことでSMEs全体の底上げを図ると言う、非常に戦略的な印象を受けるが、中小企業憲章案では、「家族経営の持つ意義への意識を強める」等、中小企業からself-employedまで含む範囲になっており戦略性に欠けていると感じる。

20	<p>「小規模事業者」の位置づけを明確にしてほしい。具体的には、以下を加えてほしい。</p> <p>『小規模事業者の育成・支援を特に重視して政策を展開する 中小企業の中でも小規模事業者については、その事業規模及び経営の実態を踏まえ、公正な経営環境の確保、福祉の向上を図るとともに、成長過程にある小規模事業者の支援・育成に配慮した税制、事業承継対策、金融対策などを間断なく実施する。また、巡回による、きめ細かな相談指導体制を重視して政策を展開する。』</p>
21	<p>小規模・零細事業者の実態がまったく反映されていない。小規模企業には、小規模企業のための独自の支援策が必要である。</p>
22	<p>憲章案は製造業中心の内容であり、商業、流通、サービス業者のことがほとんどと言っていいほど触れられていないので、同列に位置づけてほしい。</p>
23	<p>構成は「前文」と「行動指針」とし、「基本理念」「基本原則」は「前文」として、文章を精査し簡潔にまとめるべき。</p>
24	<p>基本原則と行動指針の違いがわからない。</p>
25	<p>憲章は、短期的な経済の浮き沈みに左右されずに恒久的に続くという前提であるべき。憲章というものは普遍的でなければ意味がない。</p>
26	<p>設定された時間軸が、現在～近い将来であると思われ、「憲章」という言葉から想起される中・長期的に普遍性を持つ理念とは異なるように感じられる。適用期間を明示しても良いのではないか。</p>
27	<p>中小企業憲章を今後の中小企業施策の指針としてほしい。</p>
28	<p>中小企業が取り組む方向の一つとして、多彩な連携を進め、結集と相互補完の効果を上げつつ、新しい社会・経済環境に適応すべきことを憲章に謳うべき。</p>
29	<p>憲章の役割は、中小企業政策を改善・強化することだけでなく、国民の豊かな暮らしを確実にする21世紀の日本の国づくりをどう作るかに本質がある。</p>
30	<p>国民の7割以上が就労する中小企業が日本の主役になる為には、中小企業政策の大転換が必要。</p>

31	小規模事業者を含め中小企業の役割や存在意義を高く評価し、そのためのインフラを整備し、外需依存から内需重視への転換を国が宣言することが中小企業憲章の役割。
32	中小企業は経済の背骨である、というような強い存在としてとらえてほしい。
33	新しい社会・経済環境の変化の進展の中で、中小企業の位置づけと重要性をどう考えるのかの記述が薄い。
34	下記のように、中小企業の役割の重要性を広く捉えてほしい。『中小企業は仕事を創出し、産業と経済を振興する。雇用を生み出す源泉であり、生産性や付加価値を高め、イノベーションを起こし、国民生活の向上、社会・地域の発展に貢献する。』
35	中小企業の役割が理解されていない。社会的にも地位が低い。中小企業の地位向上のためのものとなる必要がある。
36	日本経済が直面している課題の抜本的解決を図る視点から中小企業憲章を起草すべき。
37	中小企業が置かれている現状、環境を直視した理念の提言、基本原則、行動指針の作成を行うべき。
38	多くの大企業が、安い労働力を求めて、海外に生産拠点を移転し、出来た商品を国内に輸入し、消費者に「安く」提供してきた。国内製造業が売上高、事業者数、従業員数が激減したことの大半はここに起因している。またそのために大型商業施設を不可欠とし、日米構造協議も出店規制を骨抜きにしてきた。このために、国内の小売業は壊滅的な打撃を被り、地方ではシャッター商店街が当たり前になってしまった。これをどう打開し解決、中小の復活を図っていくのか、道筋が何も示されていない。
39	下記のように、経営者の役割の重要性を広く捉えてほしい。 『経営者は社会的使命のもと、社員・家族・取引先と協力しながら、顧客に貢献し、雇用を維持創出し、国民生活を守り、地域社会に貢献する責任を果たす』
40	下記のように、中小企業の経営者と社員の関係についても追記してほしい。 『中小企業は、経営者と社員が相互に独立した権利主体として認め合い、相互に理解し合い協力し、日本経済の自主的平和的な繁栄を目指し、国民や地域とともに歩んでいる』

41	地域中小企業は地域社会を支える重要な機能を担っており、行政サービスでの“企業市民”としての明確な位置づけを行い、地域中小企業が安定的に事業活動を行うことができる経営環境の整備や経営資源確保に対する支援の充実を図ってほしい。
42	経済がグローバル化すればするほど、『中小企業への支援が国家戦略として重要である。』という記述を盛り込むべき。
43	中小企業の担う活動とその意義、大企業に重きを置く政策がもたらした産業構造の弱さをもう少し掘り下げてほしい。
44	中小企業憲章では大多数の中小・零細企業を対象としているのならば内需拡大に力を入れた、農林水産業も含めた地域振興の取組が最重要だと考える。
45	農林漁業者について今後、商工農の連携・交流が益々必要になってくることも考える。中小企業、小規模事業者にも農林業業者の経営についての記述についても検討してほしい。
46	なぜ中小企業が医療、福祉、環境、ITといった分野に期待をもたれるのか。
47	医療、福祉、環境、ITだけの分野での起業、新事業と限るのはおかしい。「医療、福祉、環境、IT」に加え、「観光」を明記すべきである。
48	「医療・福祉・環境・IT」は産業政策ではないか。これらは、大企業・中小企業共通の「産業政策」であり、「中小企業政策」という視点では、どう考えるべきか。産業政策と中小企業政策は明確に違うものであるのではないか。
49	今後の成長分野として、医療、福祉、環境、介護、一次産業関連、IT関連などがあげているが、成長分野を特定の分野に限らず、中小企業が「日本経済の基礎となる多様な産業を担う」ことを明記してほしい。
50	小規模企業の可能性をのばし、活躍できる環境を整えようとするれば、小規模企業の声を聞き、これまでの施策の問題性を改めて検証・総括し、国民的な議論も深めつつ、合意形成をめざすプロセスが重要となるはず。
51	大企業の社会的な役割と中小企業の社会的な存在の意味を明確にする。
52	大企業と中小零細の市場における住み分けが必要。そのために、政治、政府が果たすべき役割についての言及すべき。小さな政府論(経済活動に介入しない、新自由主義など)なのか大きな政府論(ヨーロッパ型社民主義など)なのかを全く明確にしていない、あいまいな憲章になっている。それはセーフティネットの拡充だけではすまない。

53	憲章の文章中、「国民」「中小企業」「行政」の役割を明確にし、各自守るべきことを明確にすべき。
54	今後日本の歩む方向性を唱いこむ。大企業中心の今までの経済のほかに、中小企業を中心とする新たな社会システムとして展望や、中小企業、地域社会と家族・国民個々の幸福を視野に入れた宣言文にする。
55	世界のどこにもない日本各地のかけがえのない個性と人々の暮らしの中に経済をしっかりと根づかせることを高らかに宣言してほしい。
56	「誰もが共に暮らせる社会をつくる」ための中小企業への支援が求められている。

【前文】

57	前文、基本理念には日本国憲法と中小企業憲章の関係を明記すべき。
58	前文の最初の文章に関し、5行は削除し、中小企業の役割、位置付け、中小企業に対する理解を下記のような内容を最初につけてほしい。 『中小企業は、今日まで国や地域をつくり、雇用を担い、日本経済の根幹として歴史・文化・国民生活を育んできた。また社会・地域の主役として、国民生活の向上や大企業の発展にも寄与し、人づくりを行い、社会に貢献してきた。』
59	前文に、望ましい中小企業像として、「自主的近代化を目指し、自助努力を行う中小企業こそが未来を拓く」ことを明記してほしい。
60	中小企業を取り巻く情勢や展望への理解、中小企業の力と才能への理解を弱みや脅威など一面的に捉えず、中小企業の強み・機会にクローズアップした下記のような内容に改めるべき。 『わが国は、今後確実に起こりうる戦略上の前提に立ち向かう必要がある。第一にわが国における少子高齢化への対応、第二に支出配分の変化への対応、第三にコーポレートガバナンスの変容への対応、第四にグローバル競争の激化への対応、第五に環境・エネルギー制約への対応、そして第六に地域経済社会の変容への対応である。中小企業はわが国、アジア、世界の持続可能な成長、そしてわが国の地域や国民生活が安定的な暮らしを実現する。中小企業はその力と個性を發揮し、新しい未来を切り拓いていく。』

61	<p>長い年月の検証に耐えうるように、前文は現在の経済状況にとらわれず、次のような視点でまとめることを望む。 中小企業のはたしている役割を正確に広く国民に理解してもらうことの大切さを明確にすること。 中小企業は、戦後一貫して国民の暮らしを支え、多様な要求に応えてきたことを簡潔に表現すること。 中小企業は、企業数の99%、全従業員数の70%、製造業付加価値額の57%を占め、地域経済と日本経済を支える活力の源であることを謳うこと。 中小企業は、地域・日本の伝統、文化を継承し、発展のために努力していることを簡潔にまとめること。</p> <p>以上のような中小企業が担っている役割の重要性を踏まえ、政府は中小企業を第1に考えた政策を実行することを宣言すること。</p>
62	<p>中小企業は「バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した」と記しているが、インターネットの活用も部分的にはあっただろうが、それだけに目を向けるというのは、明らかに一面的。「困っている中小企業」は「困難に遭遇している中小企業」といった表現に改めたほうがいい。前文の文章がやや粗っぽい表現ではないかという部分を感じる。</p>
63	<p>「バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。」を「バブル期には大企業の新卒大量採用によって人材不足に直面し、バブル期に採用した数少ない人材を育成することによって、バブル崩壊後の低迷期を乗り切った。」という文言に変更してほしい。</p>
64	<p>「政府が中核となり」を、「中小企業を中核として位置付け、国・政府が総力を挙げて、」に改めるべき。</p>
65	<p>「アジアなどの新興国の成長を取り込む」ことは、前文でなく、「行動指針」の中で言えば良い。その場合でも、アジア諸国とともに成長する、という観点も盛り込むべき。</p>
66	<p>現状認識の中に、バブル崩壊後、長年にわたり「デフレ」的状況にあることが日本経済の活力減衰の要因となっている、との認識を示すべき。</p>

【基本理念】

67	<p>基本理念の冒頭は「中小企業はわが国の経済社会の根幹である」と改めてほしい。</p>
68	<p>中小企業の置かれている現状を基にした考え方であって、憲章として目指す理念が語られていない。</p>

69	「雇用の大部分」を具体的数字にすべき。
70	「中小企業憲章」それ自体の基本理念についての記述がなく、「基本理念」の内容としては不十分である。
71	「家族のみならず従業員を守る」を「家族のみならず従業員とその家族を守る」と追加してほしい。
72	新自由主義、競争原理万能、自己責任論の果たした功罪についての言及がない。戦後の中小企業政策の有り様の反省がないため「資源や人材等の経営資源が乏しいため、外からの変化に弱く、数多くの困難にさらされてきた。」とする理由のみになっている。
73	「小規模企業の多くは家族経営形態を採り」や、「中小企業は、資金や人材などの経営資源に乏しいため、外からの変化に弱く、数多くの困難にさらされてきた」というのは、平成11年改定以前の旧中小企業基本法、つまり古い中小企業観のような誤解を受けるのではないか。
74	「小規模企業」については、「家族経営形態を採」っている事実の記述よりも、さらに踏み込み、家族経営の持つ意義の高さについて言及すべきである。（「基本原則」後段の「念頭に置く」べき項目から移動）
75	「小規模企業の多くは家族経営形態をとり」という表現を、「中小企業は、社会の主役である。また、個人経営事業者あるいは家族経営事業者は、地域に根ざし、地域社会・地域文化を維持・発展させる担い手としての役割を果たしてきた。その活動は、地域社会と住民生活に貢献するとともに、伝統技能や文化の継承役を担い、地域社会の安定をもたらす。」という表現に変えてほしい。
76	「中小企業は、社会の主役である」を「中小企業は、社会を支える重要な主体者である」とあらためること。
77	「資金や人材などの経営資源に乏しいため、外からの変化に弱く、数多くの困難に晒されてきた」としている。確かに資金・人材問題は中小企業の弱点といえるが、この間、中小企業の経営を圧迫してきた大きな要因として、大企業がその優越的地位を濫用し、下請中小企業に対して種々の不当もしくは不公正な取引を強いてきたことをあげないのは、片手落ちといわざるをえない。序文にあるように、国が「困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく」のであるなら、「大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた」という抽象的な叙述ではなく、例えば、『大企業が優越的地位を濫用し、中小企業に対して不利益が生じるような取引慣行を横行させてきた』とはっきり指摘することが必要である。

78	<p>「中小企業は、資金や人材などの経営資源に乏しいため、外からの変化に弱く、数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。」の前後関係が違うと考える。</p> <p>「大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきたため、中小企業は資金や人材などの経営資源に乏しくなり、数多くの困難に晒されてきた。この中で、中小企業は外の変化に柔軟に対応し、国民生活に寄与し、社会に貢献してきた。」に改めてほしい。</p>
79	<p>「大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた」という指摘は大変重要であり、画期的なものだと考える。</p>
80	<p>「大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた」という結論は正確ではない。これでは、中小企業はダメな存在だったので「大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた」ように理解されてしまう。</p>
81	<p>「この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた」という文章を、『さらに、大企業に重きを置く風潮の中で、大企業が優越的地位を濫用し、中小企業に対して不利益が生じるような取引慣行が横行していても、それを是正させることができなかった』に書き換える。</p>
82	<p>政府としても大企業へ偏った政策運用をしてきた点を反省すべき。</p>
83	<p>「大企業の弱さを露わにしている。」とあるが、弱さを露呈したわけではないと思う。大企業のすばらしさを認めなければならない。大企業の大規模な事業体としての役割と社会的責任を明確にすべきではないか。</p>

84	<p>「しかし、金融分野に端を発する世界的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにしている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、環境、ITなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮されれば、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示すこととなる。難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。」</p> <p>を、以下の内容のような中小企業に対する理解へ改めてほしい。</p> <p>「世界的な市場経済の混乱は、これまでの大量生産・大量消費という経済社会のあり方への問題提起でもある。国民生活に寄与し、持続可能な経済社会を築くためには、国・政府・地方自治体・大企業・中小企業・自営業・研究機関・大学、NPOなどが連携し、わが国に暮らす人の衣・食・住・環境・福祉をどう維持継続させて、経済社会地域の活性化につなげていくかにかかっている。中小企業がアジアや世界各国とともに歩み、新しい経済社会のあり方への挑戦をしていくことである。それが、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が未来を切り拓くモデルを示し、世界に貢献していく。その大いなる担い手が中小企業である」</p>
85	<p>「中小企業の力がこれらの分野で発揮されれば」とあるが、発揮できるように中小企業政策を打ち出す指針となるのが「憲章」の目的であるはず。「これらの分野で発揮されるよう最大限の支援を行い、」とし、結語は、政府の意思として「モデルを示したい」とすべき。</p>
86	<p>中小企業憲章において「中小企業の力がこれらの分野で発揮されれば、…」のような仮定の表現は使うべきではないと考える。中小企業とそれぞれの経済活動や社会活動の主体が連携し、新しい経済社会、暮らしのあり方への挑戦を通して、未来を切り拓くモデルを示す大いなる担い手としての中小企業を位置付けることが必要であると考え。</p>
87	<p>基本理念には次のような内容を補強してほしい。「地域社会を維持する担い手としての小規模経営を支援する。地域の生活の手段であり、地域社会を維持する役割を担う小規模事業者を地域社会の活性化とともに支援する。」</p>
88	<p>経済危機後の見通し、ものづくり等に関する新たな成長戦略を持って中小企業振興を図ろうという姿勢を前面に打ち出し、我が国の中小企業が反転攻勢(企業再生)するチャンスである旨を強調してほしい。</p>

89	<p>基本理念を下記のように整理すると分かりやすい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する力である。 ・中小企業は、創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。 <p>「中小企業は、地域の農林水産業の振興を願い、連携に力を入れる」ことを謳う。</p>
90	<p>中小企業の社会的・経済的役割として、「独立した中小企業を育成することが、独占禁止法とも合わせ、独占や寡占を防ぎ、経済の集中を防止し、市場の活性化を促す」という役割を明記すべき。</p>
91	<p>以下の柱を盛り込むべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業は、地域に根差し、今日の日本経済、社会、文化を担っている根幹である。また、どんなに厳しいときも支え合い、人間一人ひとりを大切にし、生活と命を支えている土台でもある。 ・中小企業は、この社会的存在意義、役割に大きな誇りと自覚を持ち、かつ、経済、社会、文化の主体者としてさらなる成長発展の努力を続けるべき中核である。 ・そのためにも、中小企業が困難を乗り越え成長発展し得る環境づくりを国家経済運営の根底に据え、国民と共に押し進めていくべきものである。
92	<p>以下の柱を盛り込むべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近代史は覇権争いを伴う経済体制模索と戦争の歴史を繰り返してきた。現代、科学の発展と人口膨張の時代を迎え、地球規模で経済及び環境と平和を考えなければならない「人類の歴史的転換点」を迎えた。人類的焦眉の課題は、争いを乗り越え、協働、共生、持続可能な循環型社会を真剣かつ早期につくることであることが明瞭となった。 ・その課題解決に求められるのは人類の普遍的価値である「人間尊重及び自主民主連帯の理念」である。この理念を根本に据えた「中小企業憲章」、その憲章理念にもとづく国家経済運営こそが、人類の平和と発展、持続可能な循環型社会づくりの要となるであろう。
93	<p>「あらゆる政策分野において中小企業への影響を第一に(又は最重要なものとして)考慮する」旨を基本理念又は基本原則に入れるべき。「think small first」を根本にすることを明確にすべき。「中小企業の影響を第一に考慮した総合的な政策」としての視点がなく、中小企業の役割の評価が弱いと感じましたので、補強してほしい。</p>
94	<p>日本の社会や経済そのものが中小企業を中心に据えたものとなるべきという理念を明確にするべき。</p>

95	「地方当局としてはこうあってほしい」といった基本理念を入れてほしい。
96	基本理念および基本原則において、零細業者対策が欠けている。

【基本原則】

97	憲章案の基本原則や行動指針で述べられていることは、おおむね市場原理主義に基づく中小企業基本法や現行法の枠をこえるものではなく、企業数の大半を占める小規模・家族経営の危機打開の方向性は明確になっていない。
98	中小企業の要諦といわれる人材問題が十分にふれられていない。質の高い労働を確保するためには、よい労働条件の確立が必須であることを明記し、それに向けた政府の姿勢を明示すべきである。具体的には、以下のように記述すべきである。 「資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。『よい人材を確保するためには、安心して働き暮らせる労働条件の維持が不可欠である。それに資するべく、労働法令遵守と労働基準の向上、雇用政策の充実に向けて、政府としても不断の努力をする。』また、中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。」
99	「中小企業組合、業種間連携の取組を積極的に推進する」については意義あるものであり、積極的に支持する。
100	中小企業の新展開や生産性向上のための「中小企業の組合づくり、組合間連携、業種間連携など多彩な連携の取り組みを支援し、中小企業の総合力の発揮を促す。」との追加的記述を行うべき。
101	現にある中小企業組合を活性化してほしい。
102	「二．起業を増やす」を「二．起業及び事業承継(又は第二創業)を増やす」に修正して頂きたい。
103	「中小企業の従業員・労働者の勤労条件・福祉の向上を通じてディーセントワークを実現する。」を追加すること。

104	<p>基本原則の四として、「公正な市場環境を整える」とあるが、位置づけを4番目という低位にせず、2番目に格上げすること。</p> <p>また、政府としての対応が漠然とした「努力」規定にとどまっているが、以下のよう に『』内の文言を加筆し、内容を示すこと。</p> <p>「力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、『現行法制の実効性を高めるための見直しや、監督行政の体制強化を行うなど』市場を公正に保つための努力を不断に払う」。</p>
105	大企業との取引が対等・公正に行えるようにしてほしい。
106	「市場を公正に保つ努力を不断に払う」では不断の努力では具体的な政策指針が見えない。「中小企業に不合理な負担を招く取引を駆逐する」ための具体的施策例に言及してほしい。
107	中小企業が市場に参入でき、適正な利益が確保できる市場環境を整える。とりわけ国や地方公共団体などが発注する際は価格だけで決定するやり方を改め、中小企業の地域経済への貢献度などが配慮され、大企業の独占を許さない仕組みが必要なことを具体的に入れてほしい。
108	「金融や共済制度などの面」だけではなく、不正取引の防止等のための「消費者庁」並みの機関の設置などセーフティネットへの積極的な提案がほしい。
109	<p>基本原則五の二文の間に次の一文を加える (……セーフティネットを整える。)</p> <p>また、技術・ノウハウ・経営が円滑に承継される環境の向上をめざす。 (さらに、再生の途を……)</p>
110	<p>次の文言を加える。</p> <p>「事業の継続を断念する経営者に対し、円滑な廃業と廃業後の生活再建にかかる政策を拡充する。」</p>
111	基本原則・行動指針には、「農耕型ビジネスモデルへの転換」「情報化社会への対応」「新しいものづくり」「創り手の支援」「次代の新しい産業の種づくりの担い手の育成」等を補強してほしい。
112	基本原則又は行動指針に「優れた経営者の育成を支援する」を追加した方がよい。
113	「事業承継の円滑化支援」に関する記載があっても良いと考える。
114	「小規模事業者が特に有する課題解決を支援する」を追加してほしい。

115	国内産業における大企業と中小企業の関係性の構造転換であり、中小企業を日本経済の根幹とする新たな産業構造の創造について、基本原則と行動指針に盛りこむべき。
116	基本原則と行動指針に、中小企業の活動は環境や文化に及ぶ幅広いものであることを追加すべき。
117	「中小企業が誇りを持って自立することや社会的課題に取り組むことを高く評価する」とあるが、評価するだけでは成果につながらないので、産・学・民による側面的支援が必要。
118	「家族経営の持つ意義への意識を強める」を、「伝統文化や技術、地域性と利便性を考え、中小・零細・家族経営の持つ意義への理解を高め、積極的に取り組む。」に修正してほしい。
119	「家族経営の持つ意義への意識を強める」の意味が分からない。
120	「家族経営」は「自営業」に変更することが適当である。
121	中小企業政策に関する国と地方の責務と役割分担について、明らかにすべきである。「地方自治体との連携を一層強める」との表現のみでは不十分である。
122	「地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、学術研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す」とあるが、少なくとも地域経済団体は、列挙されている他のものとは質的に異なり、同一に並べるのは適切でない。地域経済団体について言及するのであれば、一層の協力を求めて活用を図る、といった表現とすべきである。また、「取引先企業」という語句は、誰にとっての取引先であるかが不明であり、適切でない。
123	基本原則の政策実施における「地域経済団体」とはどの機関を指すか。 「地域経済団体」は何を位置づけているか。法律上組織されている、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合等のようなもののみを指すのか。それとも民間経済団体も意識されているのか。広く民間経済団体の声を聞き、協力を要請すべきである。
124	地域経済団体が民間企業と同じグループに入っているが、商工会議所は、どちらかというところと地方自治体や政府と同じグループにあるように考える。
125	「政策を実施するに当たっては」のところは、「念頭に置く」のではなく、「指針とする」や「原則とする」などもっと踏み込んだものにしてほしい。
126	前文にある「どんな問題も中小企業の立場で考えていく」を「基本原則」の項目に付け加えてほしい。
127	「政策運用にあたって、中小企業への影響を考慮する」と入れるべき。

【行動指針】

[全体]

128	中小企業施策に関する政府の具体的な取組を記載してほしい。
129	行動指針の主体者は「政府」ではなく、「国民」とすべき。
130	憲章案には地球環境問題への記述がないのは残念。「持続可能な社会をめざす」という項目を「行動指針」に追加してほしい。
131	「企業家精神」について「基本原則」で項目を起こしてほしい。
132	「中小企業自身の努力」、「中小企業への円滑な金融」、「女性、障害者の雇用」、「地球環境への役割」を追加してほしい。
133	「公正な税制、適正な財政を築く」ことを入れてほしい。
134	多様な産業を展開する中小企業の集積を基盤とし、新しい経済社会を構築することを盛りこむべき。
135	近隣諸国との共存共栄を目指し、内需の広域化とアジア経済圏の確立に寄与することを盛りこむべき。
136	あらゆる場所で、先端的技術の芽を育て、次の世界市場を担う新産業の開発を可能とする社会環境を整備することを盛りこむべき。
137	農林水産業(一次産業)の産業化を促進し、伝統的技術、技能に新しい光を当て、地域経済の活性化を企てることを盛りこむべき。
138	経済社会の持続的発展を目指し、環境保全を中心的戦略とする企業の育成を支援することを盛りこむべき。

[一. 中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する]

139	経営資源の確保支援が盛り込まれているが、現実には「人は雇いたいが、資金面において雇う体力がない」「良い人材に巡り会えない」との声を多数聞く。
140	中小企業の支援策としての知的財産を全面に織り込むこと。
141	「業種間での連携・共同化を進め、中小企業の事業能力を強める」については、積極的に支持する。

142	成長分野としてのITというだけでなく、これを活用した中小企業の生産性向上について、その重要性を盛り込むべき。また、国際的に見て劣後しているサービス産業の生産性向上についても言及すべき。
143	中小企業、特に小規模企業は、自らの経営課題を正確に把握・理解していないことも多いため、経営改善のための相談・支援体制が不可欠であり、ナショナルミニマムとしての支援の継続をうたうべき。問題に前向きに努力する意欲はありながら、経営資源等の不足から新たな挑戦に踏み出せない中小企業を後押しするための支援方針も明確にすべき。
144	複数の産学官連携組織があり、組織間での連携がとれていないように思われる。

[二. 人材の育成・確保を支援する]

145	「教育の適切な段階で健全な職業観を形作るカリキュラムを整える」とあるが、「職業観」の前に「勤労観及び」又は「就労観及び」を挿入すること。
146	「教育の適切な段階で健全な職業観を形作るカリキュラムを整える」ではどのようにして、何をするのかわからない。
147	女性や障害者、高齢者も入れてほしい。
148	人材を確保する上で重要な賃金の保証、すなわち最低賃金の充実やその実現のための国・自治体の責任を追加すべき。
149	学校教育の中で、中小企業の役割がどういうものを位置付け、社会科のカリキュラムにもりこみ、正しい理解につなげてほしい。
150	以下の『』内の文言を加筆すること。 「中小企業の要諦は人材にある。働く人々 [『] 、求職中の人々 [』] が積極的に自己研鑽に取り組めるよう『職業 [・] 』能力開発の機会を確保する。人材が大企業信仰にとらわれず、魅力ある中小企業への就業や起業を選択するよう、『中小企業勤労者福祉サービスセンター等、中小零細企業が活用できる公的助成付きの福利厚生制度を拡充するとともに、』教育の適切な段階で健全な職業観を形作る [『] ことや、すべての労働者に保障されている権利の基本を身につけるための [』] カリキュラムを整える。
151	子供の頃からの職業教育をしっかりと行い、その中で「自分の仕事を自分で作り出す」生き方の一つの選択肢として企業家をしっかりと位置づけてほしい。子供たちへの職業教育を充実させるだけでなく、企業家をしっかりと位置づけてほしい。
152	人材の雇用促進として、大企業とは法定福利費の負担割合を変更するなどの措置がほしい。

153	広い意味での「労働環境」の改善・向上を支援する文言を入れてほしい。
154	人材育成、確保については、企業家にリスクと貢献に見合う適正なリターンが得られるよう税制などで一層の配慮がなされ、起業が真にメリットのあるものと社会に認知され、多くの参入者を生み出す政策を期待する。
155	事業承継、第二創業に必要となる経営管理手法、組織間連携運営手法などの「教育政策」の実施を加えてほしい。
156	「中小企業の標準的な業務フローを策定し、普及させることによって、中小企業の人材育成の負担を軽減する」という文言を追加してほしい。
157	企業家精神に溢れ業を興し価値を生み出すことを何よりも尊ぶ社会を目指し、次世代を担う人材の育成を第一義とする教育環境の整備を図ることを盛りこむべき。
158	男女の区別、年齢の老若、障害の有無、国籍の相違を超えて、企業家を志す人々を等しく支援する社会環境を整備することを盛りこむべき。

[三. 起業・新事業展開しやすい環境を整える]

159	起業・新事業展開のしやすい環境を整えることは不可欠であり、同時に、企業数の減少に歯止めをかける努力をすることを明記すべきである。また、後継者問題など事業承継等で転換期を迎える中小企業への強力な支援についても言及すべき。
160	「資金調達を始めとする起業、新分野進出時の障壁を取り除く」を、「起業、新分野進出時の情報、資金調達などの障壁を取り除く」に改める。
161	中小企業を守るための資金の運用の仕方、例えば運転資金の借入の場合、3年先まで返済を延期するといった設備資金のようにできないか。
162	自己資金が乏しくとも事業計画がしっかりしていれば資金援助してでも企業を増やすべき。
163	新規開業者に有利な無担保・無利子などの資金調達制度を創設してほしい。

[四. 海外展開を支援する]

164	「海外展開の支援」だけではなく、中小企業の存立基盤である内需の活性化を方向づける指針が必要。
165	EPA(経済連携協定)による関税撤廃は、確かに「海外展開に挑む中小企業の発展意欲に応える」ことになるかもしれないが、多くの中小企業や国民生活の利益になるとは必ずしも言えない。

166	地域の雇用と経済に貢献するのが中小企業の本来の役割であり、地域に根ざした経営ができるよう如何に支援するかを考えた方がよい。
167	「金融支援」を追加してほしい。
168	EPAに関する文言を削除すること。
169	海外展開だけに止めず、国際交流の視点で補強することを要望する。政府は東アジア共同体構想を打ち出しているが、国際交流の視点が重要。
170	海外展開についての記載は当然のことであり、歓迎したい。ただ、進出先現地においての支援策、中小企業において不足する現地情報入手やさまざまな相談体制を日本国内だけでなく現地でやることまで検討してほしい。
171	中小企業が、海外進出する際、支援のもっときめ細かな施策が必要。
172	中小企業の海外展開の支援だけではなく、海外から来る人たち(短期的な場合は観光客ということであるが)に対して、観光立国を明示すべき。東京-大阪間の大都市だけでなく、全国の地域・中小企業(どうしても観光業が中心になるが)が活性化できるよう、ある意味で大企業の進出を制限すべきと考える。大企業による価格競争をフリーにしさせていたら、地域のホテル、旅館は活性化(再生)できないし、疲弊した地域は再び活性化できない。
173	「EPA、WTOなど関連制度の整備を急ぐ」との記述があるが、EPA等の制度は手段ととらえ「WTO、EPA、BIT(投資協定)などを活用し中小企業のビジネス環境の整備を図る」とすべきである。
174	国内での事業継続への支援と雇用問題についての対策を併せて講じるべきである。

[五. 公正な市場環境を整える]

175	「憲章」において、公正取引委員会の役割の強化、明確化を図り、実効性ある体制づくりの出発点にする必要があると考える。
176	小売商業界は縮小するパイの熾烈な奪い合いを展開しており、市場参加者間の公正な競争の確保にも留意してほしい。

177	以下の『』内の文言を加筆すること。 「中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額や過剰な品質の要求など、中小企業に不合理な負担を招く取引を駆逐する。『例えば、原材料費や最低賃金などのコスト増に伴う単価上昇を親事業者が認めないことや、親事業者自身の生産量の変動の程度以上に発注量を大幅に変動させることは、下請法違反の行為とする。』また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大『、適正な価格での発注』に努める。 『受託先企業において、丸投げの再委託や不必要な重層下請けが介在し、現場で働く労働者に劣悪な労働条件が広がることのないよう、法・条例・行政指導などの手段をもちいて、入札制度と契約のあり方を改善する』」。
178	昨年より、政府与党により、中小零細企業対象の借入金返済猶予(モラトリアム)制度創設が行われたが、この制度を利用してしまうと次回の借入に対して影響があるのではとの不安もあり、利用を戸惑う企業も多いように思える。本当の意味でのセーフティネットを整備して、事業資金等を工面しやすくなることで、倒産を防ぎ、非常に助かる企業も多いと思う。
179	地域経済、雇用の基盤となる「官公需」の役割をより明確に述べるとともに、中小企業の受注機会の確保、官公需適格組合制度の意義、役割を盛り込んでほしい。
180	経済や産業の人と物流の「生命線」である高速道路に対する不公平な割引料金の適用は、「公正な市場環境を整える」との行動指針に反するものではないか。

[六. 中小企業向け金融を円滑化する]

181	「金融供与に当たっては、中小企業の事業力、経営者の実績などを重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。」とあるが、「不動産担保や保証人への過度な依存を減らす」としたほうが、金融の円滑化の観点からも適切であると考える。
182	「中小企業の実態に即した会計制度を整え」の前に「国際会計基準をベースに」という文言を追加してほしい。
183	「中小企業の実態に即した会計制度を整え、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。」とあるが、会計制度の整備は、説明能力の向上ではなく、対外的に経営状況を明確化させることが目的であることから、「経営状況を明らかにして資金調達力の強化を促す」とすべき。
184	「経営者自身による事業の説明能力の向上」を「経営者自身が会計を活用し、事業の理解と説明能力の向上、」としてほしい。

185	「中小企業の事業力、経営者の実績などを重視」する具体的な施策として、知的資産経営の導入による経営の見直しと見えない資産に対する外部評価を行いやすい環境を醸成するため、「知的資産経営」という文言を明記してはどうか。
186	担保として自宅も押さえられることもある中小企業の実態を踏まえ、「経営者の最低限の生活を保障する」といったニュアンスの一文を入れてほしい。
187	中小企業融資の連帯保証人(代表保証を含む)廃止を入れてほしい。
188	「中小企業向けの金融の円滑化」に税制も加えてほしい。
189	小さきものが尊重される公正な競争環境を確保し、円滑な金融と公正な税制を確立することを盛りこむべき。

[七. 地域社会の抱える課題解決に向けた体制を整備する]

190	「地域社会」の「地域」の考え方をどう位置づけるべきか。これまでの「地域」は行政区(都道府県・市町村)単位で位置づけられてきていると感じているが、中小企業憲章では経済地域を意識し、それを明確に表現すべきではないか。
191	「中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化など地域が抱える課題の解決に資する活動を広く支援する」ことは、大企業のCSRでは果たし得ない、地域の実情に即したきめ細かい課題解決につながるとともに、政府の推進する「新しい公共」にも適うものと思う。これら地域への貢献活動は、主体となる中小企業による自覚がなければ、お付き合い程度に終わってしまう。そこで、中小企業に対する支援策のみではなく、自らが意識を持つことも重要であり、そのことを明記してほしい。
192	中小企業が(地域経済団体を)リードしていると読める。 小規模事業者の場合は、地域経済団体(商工会)がリードしていく必要があるのでこの部分をうまく表現してほしい。
193	基本理念に記載されております「中小企業は、社会の主役である。その活動は、地域社会と住民生活に貢献するとともに、伝統技能や文化の継承役を担う。」という点から考えても、農(水産)・商・工連携への支援も明記してはどうか。
194	地域経済の振興を前面に掲げた記述を要望する。また、「中小企業が農林水産業と連携して自らの知恵と技術を活用し、食料自給率の改善に貢献することを支援する」とも述べているが、最近の農商工連携の取組を発展させる視点も期待したいと思う。

195	中小企業が、地域社会において果たす役割の重要性をふまえ、「七．地域社会の抱える課題解決に向けた体制を整備する」を、「四．海外展開を支援する」の前に位置付けること。
196	「高齢化・過疎地など地域が抱える課題の解決に資する活動を広く支援する。」とあるが、その支援策の一つとして、都市部への経営資源の一極集中を是正するという観点からの記述も必要であると考える。
197	中小企業の多くは地域に密着した経済活動を展開しており、特に大きな割合を占める商業・観光業・建設業ならびに地場産業の振興は、地域振興と一体で取り組む方策が必要である。同様に、地域間格差の是正策についても盛り込むべきである。
198	商店街は、中小・小規模企業の集積として地域コミュニティの中心的役割を担ってきたが、多くの地域で自立が困難となっている。人々の暮らしに欠かすことのできないライフラインとしての中小商業・個店を守ることの重要性を強く認識し、大型店との共存共栄という課題とともに、地域全体の再活性化という観点からの支援が必要である旨を明記すべきである。
199	商店街が、地域コミュニティの担い手として、公共的事業に取り組んでいることに言及してほしい。
200	都道府県のみならず、市町村にまで憲章の意義を浸透させるため、「地方自治体の役割は重要である。」と付け加えてほしい。
201	NPO、ソーシャルビジネス、コミュニティ・ビジネス等を支援し、強靱なる地域社会を目指すことを盛りこむべき。
202	商店街においては、ネット販売の売上が対面販売の売上を上回っている店も多く、対応が遅れている店舗を少しでもネット販売社会にいざなえるよう側面からフォローできる支援体制づくりが急務ではないか。

[八．政策は総合的に進める。中小企業の声を反映する政策評価を行う]

203	政策が中小企業憲章の精神に沿って立案、運用されているかを検証・評価する仕組みを作るべき。
204	どう行動計画を作成し、達成度を毎年点検するかを宣言すべき。
205	中小企業が参加して、評価、意見具申ができる機関を設置することに言及してほしい。中小企業を主体とした「総合中小企業政策審議会」の設置(中央・地方版)。
206	小企業・家族経営の声を聴き、施策の検証・総括を行うこと。
207	中小企業の声を反映するためには地域経済団体の活用が効果的であると考え

208	憲章の制定過程および制定後の施策効果の検証のために、中小企業の意見を聴取する機関を設けることを明記してほしい。
209	以下の文言を加筆すること。 「中小企業の声」でなく、『中小企業の事業主ならびに労働者の声を広く聴き』とする。
210	インターネットによるパブコメや会議所や中央会などの機関への聞き取りのみならず、小さな現場の声、生の声も反映できるような仕組み作りが必要。
211	あらゆる国家の意思決定(少なくとも産業経済施策)において、小企業者や個人事業者への影響を配慮する制度を検討してはどうか。中小企業政策に限らず、また、政策立案時から中小企業の声を反映させる旨の記述にして欲しい。
212	「政策は総合的に進める」は、行動指針ではなく、基本原則に入れるべき。

【結び】

213	「この国の将来は危うい」とあるが、本当にそうか？
214	「変革の担い手としての中小企業への大いなる期待」の前に「国民生活の安定と社会の」という文言を追加してほしい。
215	「変革の担い手」としての中小企業のみならず、「地域社会の維持安定」を担う中小企業、ある意味では普通の中小企業への期待についても明記してほしい。
216	結びについて、中小企業憲章なので、中小企業の視点から結びをまとめるべき。 「中小企業は、少子高齢化、グローバル化、工業化社会等からの構造的な転換期の中で、従来型の経済成長ではなく、新たなモデルの経済社会の持続可能な成長に挑戦する。国・政府・国民が総力をあげて、中小企業の起業、生産性の向上、イノベーション、世界への貢献を支援し、次代にむけた社会の変革を成し遂げるものである。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして中小企業が果敢に挑戦できる経済社会の実現にむけて決意を宣言する」というような内容が望ましい。
217	中小企業経営者の実感とかけ離れ、暗くて寂しい感じがする。下記のようなまとめにしてほしい。 世界的な転換期を迎え、中小企業と国民に勇気と確信を与え、誇り高く生き、共に未来をつくる決意を込めた文言にする。中小企業は、経営環境の変化を敏感につかみ、変化に対応した経営方針を確立し、地域経済を発展させ、国民一人ひとりを大切に作る豊かな国づくりを担うことを望んでいる。

【その他】

218	パブリックコメント期間が短すぎる。
219	パブコメの〆切が土曜日の12時というのも理解が難解だが、メール送信の場合意見提出用紙を添付としてあるが、この用紙がPDFファイルというのはいかななものか？加工して(意見を記載して)添付できないではないか？
220	制定までに全国各地で地方公聴会を開いて、広く国民の意見を聞くべき。
221	決め方が拙速ではないか。少なくとも半年から1年ぐらいかけて、国民的な討論を喚起し、中小企業者の意見をしっかり聞き取り、また全政党の討議にかけ、全体の合意となるようなものとすべき。
222	中小企業憲章の存在を広く国民に知らせるよう、政府として積極的に広報すること。
223	中小企業憲章の周知方法についてはどう考えているのか。
224	経済産業省中小企業庁としてではなく、政府の中小企業憲章とすべき。
225	中小企業憲章を時間をかけて議論して、国会決議すべき。
226	「中小企業憲章」を国民的合意として国会決議とし、今後関連法(中小企業基本法・独占禁止法や学校教育関連法など)の改定の指針になるようにしてほしい。
227	中小企業担当大臣を置き、中小企業庁の中小企業省への昇格を行うべき。
228	2009年11月9日の衆議院予算委員会での鳩山総理大臣の答弁において、中小企業担当相の設置について「総合的、一元的に働いてもらう大臣の必要性を感じている」と述べていることについては強く必要性を求める。
229	首相直属の「中小企業支援会議」、内閣府に「小企業支援戦略室」を設け、あるいは、中小企業経営者・団体を加えた推進会議を設置し、省庁横断的な機能を発揮して、中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めるべき。
230	中小企業による中小企業のための連合組織(ナショナルセンター)をつくり、国とのパイプ役を果たさせてほしい。
231	中小企業・小規模事業者は高い技術力をもって、大企業から技術要請等に対し短期間にて対応してきたが、グローバル経済の影響を大きく受け、大幅なコストダウン要請にも応えなければならず、ぎりぎりの経営を強いられている。技術力を活かし医療等の事業へ参画するためには、行政がリーダーシップをとり、関係機関との橋渡しをする仕組みづくりを行ってほしい。

232	中小企業の組合活動は、崇高な相互扶助精神に裏打ちされた企業家精神の一環。小規模企業者の経営基盤の強化と多様な力の発揮を促すものであり重要。
233	地方公共団体による「中小企業振興条例」の策定を推進してほしい。その際、「中小企業振興条例」は、どうしても“ものづくり”の視点で制定されがちのため、別途「商店街振興条例」も、上記視点により設置していただくようお願いしたい。
234	以下を盛りこむべき。 1. 社内独裁体質の撲滅と社内の言論の自由の確保 2. 創意工夫の奨励の風土醸成 3. 独裁的権力の執行に対する、厳罰の強制執行 4. 経営者と管理職者に対しての、「人身売買意識」の撲滅
235	中小企業家同友会の憲章の草案を是非取り入れて「中小企業憲章」の制定をお願いしたい。
236	地域の閉塞感を払拭できるのは地域の中小企業であり、中小企業憲章は、地域と中小企業を元気にするためのもの。
237	憲章作成に賛同するとともに一日も早い制定を望む。
238	大企業、中小企業、零細企業に区別して、各種税金をかけるよう、税法を改正してほしい。
239	中小企業は営業が困難であり、不動産のように売買仲介機能を作るべき。
240	昨年からの不況対策や食の安全の面等について、もっと迅速な対応策が実現できたのではないか。
241	失業保険に個人事業者を入れ、生活保障をすべき。
242	中小企業予算の大幅な拡充を図るべき。
243	中小企業が直面している経営上の困難、障害等の問題点を早急に除去する施策を緊急に講じること。
244	100年企業を目指すことができる税制上の配慮(非上場株式の課税評価)も必要と考える。
245	所得税法 56 条撤廃や所得控除廃止の見直しを。(扶養や配偶者控除)
246	「下請確保法」「下請代金遅延防止法」等々に基づいて指導補助を。

247	「地域力連携拠点事業」を「中小企業応援センター事業」に衣替えされたが、非常に使いにくい事業になっている。現場の声を聞き、中小企業者が利用しやすい施策を充実してほしい。
248	税制面・原料価格高騰等においても、さらなる対策を政府与党には期待したい。
249	日本は、中小企業の底力でもっているようなものだが、技術者は高齢化している。その原因は、零細では、老後何の保障も無い上、労働時間が長いところにあると言わざるを得ない。よって、私たちも日本の国民である以上、公務員、厚生年金と差別することはおかしいと思う。今後、全ての年金は、新日本国民年金にしてほしい。
250	家族関係の絆が、現在の日本においては、崩壊している。この問題は、法律と関係があると思う。その辺も考えて、明るい社会が構築できることを祈っている。
251	仕分け作業はもっともっと続けてほしい。又、その後の公表をお願いしたい。
252	地域間格差が出ないように、高速道路料金の全国均一化を前提に検討する必要がある。
253	中小企業に対して、毎年 100 万円までの助成を行うべき。
254	大企業、雇用、地域を支えている中小企業の活性化が大事。
255	地方ごとに有志が持ち寄り案を決め、全国から案を出してもらい、競い合う方式の「コンペ」としたらどうか。第五席位までの案の優秀なところを生かした最終憲章案をまとめるべく、この 5 グループが集まって英知を結集したらどうか。
256	わが国産業発展の重要な役割を担う新たな成長のためのエンジンとして、「中堅企業」の必要性を謳うとともに、「強い中小企業」を「より競争力のある中堅企業」に押し上げる振興策が必要であることを、国の基本方針として、基本理念や行動指針に位置づけられるよう求める。